

**「資格情報のお知らせ」の交付及び
健康保険証廃止後の医療機関の受診について**

ユニチカ健康保険組合

平素は健康保険組合の事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和 6 年 12 月 2 日から現行の健康保険証の新規発行はなくなり、医療機関等では**マイナ保険証**にて保険診療を受けることが原則となります。

今般、健康保険証の廃止に伴い、加入者資格がある方全員に「資格情報のお知らせ」を交付いたします。
また、安心してマイナンバーカードを健康保険証として使用いただけるよう、当健保が把握している個人番号の下 4 桁も併せて通知いたします。

原則マイナ保険証にて保険診療を受けることができますが、機器の不具合や通信環境の不具合等何らかの理由で、マイナ保険証の使用ができない場合、マイナ保険証とともに、交付の「資格情報のお知らせ」を医療機関等の窓口に提示することで保険診療を受けることができます。

なお「資格情報のお知らせ」が使用できる方はマイナ保険証を保有している方だけです。**マイナ保険証と合わせて大切に保管**してください。「資格情報のお知らせ」の詳細は《別紙 1：「資格情報のお知らせ」について》をご確認ください。

また、健康保険証廃止後の医療機関の受診について、詳細を《別紙 2：健康保険証廃止後の医療機関の受診について》に示しております。併せてご確認の程よろしくお願いいたします。

以上

《マイナ保険証とは》

健康保険証利用登録が完了したマイナンバーカード。
健康保険証利用登録は、加入者が自身のマイナポータルまたは医療機関等の窓口（カードリーダー）等にて登録する必要があります。

▼マイナンバーカードの健康保険証利用方法はこちら（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

なお、マイナ保険証をご使用いただくためには、当健保が、事業主から提出される「被保険者資格取得届」若しくは事業主を通じ提出される「被扶養者（異動）届」を受領し、オンライン資格確認等システムにデータ登録を完了することが必要です。届にマイナンバー・氏名・生年月日・性別・住所等を正確に記入して、速やかに提出してください。

（任意継続被保険者は、当健保に直接提出してください。）

当健保が届を受領してからデータ登録完了までに、通常 5 日程度必要です。
届を提出後に初めてマイナ保険証を使用する方は、事前にマイナポータルにアクセスし、資格情報が正しく登録されていることを確認してから医療機関等を受診してください。